

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

記入例① 納期特例の承認申請
(令和5年6月から納期特例を開始する場合)

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------------|--------------|--|---|---|--|---|---------------|--|---|---|---|
| 常滑市長殿 令和 年 月 日提出 | (特別 給与 徴収 義務 者) | 住所又は 所在地 | 常滑市新開町4丁目1番地 | | | | | | 指定番号 | 111111111 | | | |
| | | 法人の名称及 び代表者氏名 | 株式会社 トコタン | | | | | | 電話番号 (内線) | 0569-35-0000 | | | |
| | | 法人番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 1 | 0 |
| 地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての(承認 ・ 取下げ)を申請します。 ※選択してください | | | | | | | | | | | | | |
| 適用開始希望年月 | 令和 <u>5</u> 年 <u>6</u> 月分以降の納期 ● | | | | | | | | | | | | |
| 申請日前6月間の各月の 給与の支払いを受ける者の人数 ()内は臨時職員数 | 令和 <u>4</u> 年 <u>12</u> 月: <u>8</u> 人(<u>1</u>) | | | 令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月: <u>6</u> 人(<u>1</u>) | | | 令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月: <u>6</u> 人(<u>1</u>) | | | 令和 <u>5</u> 年 <u>5</u> 月: <u>6</u> 人(<u>1</u>) | | | |
| 備考 市税の滞納、又は納入の遅延の事実がある場合はその理由等 若しくは、納期特例の取下げ理由等 | | | | | | | | | | | | | |

納期特例適用の開始月を記載してください

納期特例について

特別徴収義務者は、その事業所等で給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である場合は、市長の承認を受けることで、徴収した特別徴収税額を、次のように年2回で納入することができます。

- ・ 6月分から11月分までの徴収税額 ⇒ 12月10日までに納入 (11月分の納入書をご利用ください)
- ・ 12月分から5月分までの徴収税額 ⇒ 6月10日までに納入 (5月分の納入書をご利用ください)

反対に、給与の支払いを受ける者の人数が10人以上になる場合は、特例の取り下げが必要です。

承認・もしくは取り下げを受けるには、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

記入例② 納期特例の取り下げ
(令和5年6月から納期特例を
取り下げる場合)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------|--------------|---|---|---|---|---|------|---|---|-----------------------|---|---|
| 常滑市長殿 令和 年 月 日提出 | (特別 給与 徴収 義務 者) | 住所又は 所在地 | 常滑市新開町4丁目1番地 | | | | | | 指定番号 | 111111111 | | | | |
| | | 法人の名称及 び代表者氏名 | 株式会社 登り窯 | | | | | | 電話番号 | 0569-35-1111 (内線) | | | | |
| | | 担当者氏名 | 常滑 花子 | | | | | | | | | | | |
| | | 法人番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 1 | 0 | 1 |
| 地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての(<u>承認</u> ・ <u>取下げ</u>)を申請します。 ※選択してください | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用開始希望年月 | 令和 <u>5</u> 年 <u>6</u> 月分以降の納期 ● | | | | | | | | | | | | | |
| 申請日前6月間の各月の 給与の支払いを受ける者の人数 ()内は臨時職員数 | 令和 <u>4</u> 年 <u>12</u> 月: <u>15</u> 人(<u>3</u>) | | | 令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月: <u>15</u> 人(<u>3</u>) | | | 令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月: <u>18</u> 人(<u>4</u>) | | | 令和 <u>5</u> 年 <u>5</u> 月: <u>18</u> 人(<u>4</u>) | | | | |
| 備考 市税の滞納、又は納入の遅延の事実 がある場合はその理由等 若しくは、納期特例の取下げ理由等 | 例) 従業員の人数が10名以上となり、特例適用の対象外となったため | | | | | | | | | | | 取り下げの理由を記 載してください。 | | |

納期特例について

特別徴収義務者は、その事業所等で給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である場合は、市長の承認を受けることで、徴収した特別徴収税額を、次のように年2回で納入することができます。

- ・ 6月分から11月分までの徴収税額 ⇒ 12月10日までに納入 (11月分の納入書をご利用ください)
- ・ 12月分から5月分までの徴収税額 ⇒ 6月10日までに納入 (5月分の納入書をご利用ください)

反対に、給与の支払いを受ける者の人数が10人以上になる場合は、特例の取り下げが必要です。

承認・もしくは取り下げを受けるには、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。